

3. JSCE2010

3. 1 土木学会の3つの使命と具備すべき9つの機能

土木学会の目的はその定款第4条によれば「土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与すること」である。この目的を達成するための使命は次の3つから構成される。

① 学術・技術の進歩への貢献

これは、学術団体として最も基本的な使命であり、既存の学術・技術体系の再構築を基礎に、この使命を達成することが求められている。その際に具備すべき機能としては、a)学術・技術の先端性、b)学術・技術の事業への展開性、c)技術蓄積・移転性、があげられる。

これらが相まって、土木学会の学術水準が国際的に認知されることが必要である。

② 国内・国際社会に対する責任・活動

これは、社会に対する直接的働きかけを指すものであって、これを達成するためには、d)公正な立場からの専門的知見の提供、e)国際貢献、f)コミュニケーション機能、といった機能が求められる。

これらの機能により、土木学会が社会に貢献する不可欠な存在として認知される必要がある。

③ 技術者資質と顧客満足度（CS）の向上

これは、技術者が如何に社会で活躍できるかを支援するとともに、そのために会員が学会から如何なるサービスを受けられるかに係わるものであって、g)技術者支援、h)情報取得機会の拡大、i)学会運営の適正化・効率化、といった機能が求められる。

このことによって、会員ひいては社会基盤を享受する最終的なクライアントである国民の満足度（CS）の向上も図る。

表-1.1 学会使命と学会が具備すべき機能

学会の使命	学会が具備すべき機能
学術・技術の進歩への貢献	a)学術・技術の先端性 b)学術・技術の事業への展開性 c)技術蓄積・移転性
国内・国際社会に対する責任・活動	d)公正な立場からの専門的知見の提供 e)国際貢献 f)コミュニケーション機能
技術者資質と顧客満足度（CS）の向上	g)技術者支援 h)情報取得機会の拡大 i)学会運営の適正化・効率化

3. 2 学術・技術の進歩への貢献

a) 学術・技術の先端性

基本目標	2010 目標
a 1) 学術・技術の革新・蓄積・継承	a 1-1) 先端的学術研究の推進
	a 1-2) 学会発行論文集掲載論文の国際的認知度の向上
a 2) 社会の構造変化に対応した学術領域の確立	a 2-1) 経済社会の構造変化に対応した学術領域の再編
	a 2-2) 他機関との連携による萌芽的研究の推進
a 3) 災害対応技術の確立	a 3-1) 災害対応技術の体系化
a 4) 都市再生に資する技術の確立	a 4-1) 計画・制度、社会基盤施設の維持管理など要素技術の確立
	a 4-2) 都市空間形成技術の確立
a 5) 地球環境持続性に関する技術の確立	a 5-1) 環境目標・基準の設定
	a 5-2) 持続型社会の構築に資する技術の研究
	a 5-3) 地球温暖化緩和・適応技術の確立
	a 5-4) 環境評価技術の確立

a 1) 学術・技術の革新・蓄積・継承 (担当：調査研究部門)

構造的な変化を含みながら急激に変動する社会の要請に応えるために、それぞれの学術領域における学術・技術について不断の改革を図り、常に先端的な水準を維持するとともに、調査研究の英知を継続的に蓄積し、継承することを目指す。

a 1-1) 先端的学術研究の推進 (担当：調査研究部門)

先端的な学術研究を推進するためには、従来の単一の学術領域の対応では必ずしも十分とは言えず、複数の学術領域の連係を含む新たな先端的かつ萌芽的な学術領域の創造が重要である。重点研究課題の研究助成における指定型テーマの設定、異分野融合型の特別委員会の設置などにより、先端的学術研究体制の構築および研究の実施を図る。

a 1-2) 学会発行論文集掲載論文の国際的認知度の向上 (担当：調査研究部門)

土木学会の英文論文集発行に向けて、委員会論文集等の学会発行論文集に掲載される論文に対し土木学会論文集と同等の論文登載基準を厳格に適用するとともに、学会発行論文集が活用されるよう対外的な広報に努める。また、質の高い論文を国際的に発信する体制を整え、インパクトファクター等の国際的評価を獲得する。

a 2) 社会の構造変化に対応した学術領域の確立 (担当：調査研究部門)

社会基盤整備にあたって、人口減少社会・超高齢化社会の到来、地球環境問題等、山積する諸課題に対応できるよう、社会の構造変化に対応した研究課題に重点的に取り組むとともに、学術領域の再編を進め、必要に応じて分野を異にする他機関との連携による萌芽的研究を推進し、新たな学術領域を確立する。

a 2-1) 経済社会の構造変化に対応した学術領域の再編 (担当：調査研究部門)

少子・高齢化やグローバル化など経済社会の構造変化に対応した土木構造物の長寿命化・維持管理技術や社会基盤の有効活用の研究を推進するため、個々の調査研究委員会だけでなく、必要に応じて複数の委員会を横断した調査研究組織を設け、様々な角度から集中的な情報収集、議論を行い、技術課題を抽出する。その成果を踏まえて学術面からの行動計画を策定し、ひいては学術領域の再編を図る。

a 2-2) 他機関との連携による萌芽的研究の推進 (担当：調査研究部門)

時間的、空間的な社会の構造変化に的確に対応していくための技術的、制度的課題を幅広く洗い出し、土木学会の特質を活かした学際的な研究テーマを提案する。また、建築分野や人文社会系分野などとの連携により、それらの解決法を探るとともに、従来の土木工学の枠組みにとらわれない萌芽的研究を推進する。

a 3) 災害対応技術の確立 (担当：調査研究部門)

他機関との連携も図りつつ、個々の技術を高めるとともに技術の体系化・総合化を図り、災害対応技術の確立を目指す。

a 3-1) 災害対応技術の体系化 (担当：調査研究部門)

災害に強い社会基盤の向上に資するとともに、安全・安心な国民生活に寄与するため、減災を目指した国土の監視技術、耐震技術、災害復旧対策、情報通信技術の活用などに関する研究を他機関との連携および共同研究などを通じて推進し、社会構造や自然環境の変化に即した労働災害の防止策も含めた、災害対応技術の体系化を図る。

a 4) 都市再生に資する技術の確立 (担当：調査研究部門)

都市再生や都市空間の形成に資する要素技術に関する研究を推進し、これらの拡充や新たな技術の確立を図るとともに、分野横断型の共同研究や要素技術の総合化を目指す。

a 4-1) 計画・制度、社会基盤施設の維持管理など要素技術の確立 (担当：調査研究部門)

都市再生に資する様々な要素技術について研究を推進し、計画・制度、防災、生態系の保全・再生、社会基盤施設の維持管理、社会情報マネジメント、市民との連携手法のそれぞれの観点からこれらを拡充する。また、安全で快適な都市空間の創造に向け、物質循環過程の基本となる流域圏を単位とした視点を持ち、土木計画学と水工学の連携のような分野横断型の共同研究を推し進める。

a 4-2) 都市空間形成技術の確立 (担当：調査研究部門)

現代社会の都市空間は、単なる都市住民の生活空間ではなく、多くの物流や情報・通信網によってきわめてグローバルな空間として存在している。このような都市空間における社会基盤整備に関して、多元的な時空間を考慮した調査研究を推進し、さらに、個々の要素技術だけではなく、これらを総合化することによって、都市空間形成技術を確立する。

a 5) 地球環境持続性に関する技術の確立 (担当：調査研究部門)

世界の人口と資源消費の増加は、地球の持続可能性を脅かす様々な課題を深刻化させており、地球規模での気候変動などにより、地球規模および地域規模での環境悪化による、水、健康、生態系等へのストレスが一層増大することが懸念される。これに備えるため、我が国を含め、アジア地域等と協力して、持続可能な社会を構築することが必要である。このため、地球環境持続性に関する技術の確立を目指す。

a 5-1) 環境目標・基準の設定 (担当：調査研究部門)

脱温暖化社会、循環型社会、自然共生型社会の構築と安全・安心で質の高い社会を目指すための環境目標や基準の設定を支援する調査研究を推進し、ICT（情報通信技術）、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーなどの先端技術を活用して、地球から地域規模までの環境情報の観測、予測、データベース化の効率化と人の健康や生体、生態系の評価に資する環境技術を確認するとともに、我が国やアジア地域等での、将来を見据えた持続可能な社会の概念を提案する。

a 5-2) 持続型社会の構築に資する技術の研究 (担当：調査研究部門)

自立・循環型都市構造の再構築に向けた概念を提案する際の基礎となる、廃棄物リサイクル技術、コンクリート建造物の環境負荷評価、環境調和型の新素材建造物、生態系調和型水域管理技術、環境負荷低減型交通・地域計画技術などに関わる要素技術および計画技術の開発、ならびに設計・事業評価基準を確立する。

a 5-3) 地球温暖化緩和・適応技術の確立 (担当：調査研究部門)

土木技術者は地球温暖化の原因となる行為と多くの解決手段の提供に深く関わっていることから、社会基盤整備の立場から地球温暖化の緩和技術および適応技術について、ハード・ソフトの両面から積極的に検討・開発し、それらを社会に提案する。

a 5-4) 環境評価技術の確立 (担当：調査研究部門)

地球環境持続性に関する技術を確認するためには、人口変化、経済成長、社会基盤整備等が環境に与える影響を正確に把握し、それを踏まえた評価を行うことが必要である。各要因が環境に与える影響に関する計測技術および環境評価のための技術を確認する。

b) 学術・技術の事業への展開性

基本目標	2010 目標
b 1) 総合・横断型研究開発の体制確立	b 1-1) 調査研究部門の委員会再編
	b 1-2) 学術行政機関との連携
b 2) 技術評価制度の社会的認知、活用の促進	b 2-1) 技術評価制度の確立

b 1) 総合・横断型研究開発の体制確立 (担当：調査研究部門)

社会・世界が要請している学際的な課題に積極的に取り組むため、機動力や問題解決力を有する総合・横断型研究開発体制の確立に向けて、関係委員会の再編や学術行政機関との連携を図るとともに、土木学会技術評価制度の社会的認知や活用の促進を目指す。

b 1-1) 調査研究部門の委員会再編 (担当：調査研究部門)

調査研究部門では、多くの調査研究委員会がそれぞれ独自の活動を行っているが、地球温暖化問題、社会基盤長寿命化問題、災害対応など、特定の委員会の範疇を超える学際的な課題に取り組める体制づくりを進めるとともに、効率的かつ効果的に調査研究を実施するための検討体制を明確化し、委員会の再編を図る。

b 1-2) 学術行政機関との連携 (担当：技術推進機構)

土木関連の学術・技術体系の充実を図るため、日本学術会議、日本学士院、総合科学技術会議などの学術行政機関との連携を深めることにより、政策提言につながる調査研究に取り組み、積極的に発信していく。

b 2) 技術評価制度の社会的認知、活用の促進 (担当：技術推進機構)

土木学会の技術評価制度について広く PR に努め、積極的に実施する。

b 2-1) 技術評価制度の確立 (担当：技術推進機構)

広範な土木技術分野に亘る要素技術や総合技術に関して、技術評価制度の活用実績をさらに積み重ねる。

c) 技術蓄積・移転性

基本目標	2010 目標
c 1) 「土木総合情報プラットフォーム」の構築	c 1-1) 技術情報データベースの構築と公開
	c 1-2) 技術映像データベースの充実と活用
	c 1-3) 土木貴重資料・図面等デジタルアーカイブスの整備
	c 1-4) 論文集の分野再編と英文論文集の発行および絶版図書のオンデマンド出版
	c 1-5) 土木デジタルミュージアムの構築とホームページの双方向機能活用の展開

c 1) 「土木総合情報プラットフォーム」の構築 (担当：情報資料部門)

土木学会が生み出す活動成果を統一的な情報環境に蓄積し、活用するためのデータベース、ソフトウェア等、情報基盤を構築する。

c 1-1) 技術情報データベースの構築と公開 (担当：情報資料部門)

学会資産としての創刊以来の技術文献データベース (25 万件登録済) の拡充、蓄積および公開のため、確実な実施と容易なアクセス・多様な検索手法を実現する。

c 1-2) 技術映像データベースの充実と活用 (担当：情報資料部門)

土木工学の発展に寄与した事業や人物、土木技術などを記録した映像 (現在 600 本) についてさらに発掘・収集・データベース化を推し進め、蓄積された技術映像を土木教育や土木の理解、防災や地域づくりなどの素材として利活用できるシステムを構築する。また新規の土木技術映像を選定制度に基づく審査会や映画コンクールにおいて評価・顕彰するとともに、土木図書館や一般向けの定期上映会 (イブニングシアター) などを通じて活用・公開する。

c 1-3) 土木貴重資料・図面等デジタルアーカイブスの整備 (担当：情報資料部門)

ホームページに一般公開して多くの会員や一般の方からの利用がある、戦前期～復興期の貴重資料・絵葉書・古写真など (2 万点掲載済) の拡充に加え、設計図書や図面など施設・構造物の基本に関する資料のうち歴史的価値のあるものの収集と、デジタル化による資料公開を実施する。

c 1-4) 論文集の分野再編と英文論文集の発行および絶版図書のオンデマンド出版 (担当：出版部門)

土木学会論文集をはじめとする学会論文集の整理・再編を進め、学問・技術領域の拡大・変化に柔軟に対応できる体制を目指すとともに、部門を代表する英文論文集を立ち上げ、質の高い技術・学術情報の国際的発信を目指す。また、絶版となった土木学会発行図書についてオンデマンドによる出版等による活用方法を検討する。

c 1-5) 土木デジタルミュージアムの構築とホームページの双方向機能活用の展開 (担当：情報資料部門)

選奨土木遺産コンテンツをモデルケースとして、写真や概要に加え、より詳しく知るための情報源リストや専門家の紹介、文献へのリンク、アクセス紹介、見学情報などをホームページ上に展示するとともに、訪問した方々の情報交換やタイムリーな情報をアップ可能な参加型の機能を提供する。また機能の多様化に伴う土木図書館のあり方について調査研究を進める。

3. 3 国内・国際社会に対する責任・活動

d) 公正な立場からの専門的知見の提供

基本目標	2010 目標
d 1) 良質な社会基盤整備への貢献	d 1-1) 活用される資格制度への改善
	d 1-2) 品質を確保した公共調達制度への技術支援強化
	d 1-3) 適正な社会決定プロセスの支援・提言
	d 1-4) 入札・契約制度の改善に対する提言
	d 1-5) 男女共同参画の推進
d 2) 土木技術者の社会貢献	d 2-1) 司法支援など社会的課題への対応
	d 2-2) 災害緊急体制の強化
d 3) 土木への理解の推進	d 3-1) 土木学会としての見解の明確化
	d 3-2) 技術のインタープリターとしての役割強化
	d 3-3) 市民や行政との連携、協働と社会教育等への貢献
	d 3-4) 学校教育（初等中等教育）への貢献
	d 3-5) 工業系の高校、高等専門学校、大学等の教育への貢献

d 1) 良質な社会基盤整備への貢献 (担当：技術推進機構)

優れた人材の育成と活用を通じて良質な社会基盤整備へ貢献することを目指し、土木学会認定技術者資格を社会において活用される資格制度に改善するとともに、認定技術者の公共調達での活用、入札・契約制度改善への提言活動を行う。

d 1-1) 活用される資格制度への改善 (担当：技術推進機構)

土木学会認定技術者資格制度を、土木技術者すべてのための資格制度に改善するため、上級、1級および2級技術者資格の認定に際し、会員であることを要件から外す。また、上級および1級技術者資格においては、従来の筆記試験による分析的能力に重点をおいた審査コースとは別に、具体的な実務経験内容の申告に対する十分な口頭試問により、実務経験能力に重点を置いた審査を行うコースを新設する。さらに、上級および1級技術者が発注者支援の管理技術者等として積極的に活用されるよう努める。

d 1-2) 品質を確保した公共調達制度への技術支援強化 (担当：技術推進機構)

地方自治体における総合評価方式による公共調達の推進を支援するため、支部ごとに地方自治体と連携し、土木学会認定技術者の総合評価方式技術審査などにおける活用を促進する。

d 1-3) 適正な社会決定プロセスの支援・提言 (担当：調査研究部門)

社会基盤の計画段階から適正なプロセスを確立することによって、社会が必要とする良質な社会基盤の整備・維持・更新が行えるよう支援および提言を行い、同時に社会基盤整備等の計画から実施段階に至る合意形成過程へ積極的に関与する。

d 1-4) 入札・契約制度の改善に対する提言 (担当：調査研究部門)

良質な社会基盤整備を実現するため、公共調達の入札・契約制度やその運用にあたっては、透明性と公正性が担保された中で、価格と品質が総合的に優れた内容の契約が実施され、かつ技術者資質や企業経営の継続的改善が図られることが望まれる。産官学の英知を集め、科学的・客観的な分析に基づく入札・契約制度の改善に対する提言を作成・公表し、良質な社会基盤整備へ貢献することを目指す。

d 1-5) 男女共同参画の推進 (担当：教育企画部門)

多様な人材の参画、特に男女共同参画は今後の我が国に課された極めて重要な課題であり、土木界においても多様な人材の価値観や視点を踏まえた取組みが一段と重要性を増す中で重要課題と位置づけられる。このため男女共同参画について、率先して学会内外への啓発活動、他学協会との協働等を推進し、会員および組織運営・企画戦略等に関連した部門における女性比率の増加、男女ともに仕事を継続できる環境づくりに向けた調査・広報などを推進する。

d 2) 土木技術者の社会貢献 (担当：社会支援部門)

学会の公益活動の一環として、地域の防災など社会の問題に積極的に取り組み社会との連携を強化して専門家としての社会貢献を果たす。

d 2-1) 司法支援など社会的課題への対応 (担当：社会支援部門)

民事裁判における鑑定人へ土木学会員を推薦するなど、社会的に高度の専門性と高いモラルを求められる活動への土木技術者の参加を推進する。

d 2-2) 災害緊急体制の強化 (担当：社会支援部門)

関係の学協会、NPO 法人と連携し、災害発生時における被災地での調査活動、調査結果に基づく被災地域の復旧・復興計画のための提言を迅速に行う。あわせて、それらを報道機関等との連携を図りつつ、迅速に社会に発信する。

d 3) 土木への理解の推進 (担当：企画部門)

土木界にまつわる諸問題に対する土木学会としての見解や、社会が関心を示す土木に関する専門的事項に対するわかりやすい解説を積極的に発信し、同時に、市民、行政、NPO、NGO と協働することなどにより、土木への理解を推し進める。

d 3-1) 土木学会としての見解の明確化 (担当：企画部門)

社会に対する土木技術者の責務として、土木工学、土木技術者、国際貢献、社会基盤整備事業および建設産業のあり方や関連する諸問題解決の基本的方向性、さらには土木界の倫理・社会規範に関わる重大な問題などに対して論説委員会による土木学会としての見解を学会内外に明確に表明する。加えて、土木学会員の倫理・社会規範にかかわる問題に対して、倫理・社会規範委員会による土木学会としての見解を発信する。

d 3-2) 技術のインタープリターとしての役割強化 (担当：企画部門)

生活に密着した社会基盤施設などについて、専門用語ではなく一般市民に理解できる言葉で内容を説明できる解説者としての役割をより一層強化するため、社会が関心をよせる土木技術の内容等をわかりやすく解説する情報を発信する。

d 3-3) 市民や行政との連携、協働と社会教育等への貢献 (担当：教育企画部門)

社会的に関心の高いテーマを主題とする公開シンポジウム等を開催し、専門的知見を提供するとともに、一般市民、行政担当者、他分野の専門家との意見交換を通じて連携を図る。また、市民、行政、NPO、NGO等が行う街づくり、防災、環境等に関する公開講座、勉強会、現場見学会等に対して情報提供、講師紹介や出張講座、見学場所の紹介等を通じて社会教育や生涯教育への貢献を行うとともに、市民、NPO、NGO等との交流・情報提供を進める場の構築を促進する。

d 3-4) 学校教育（初等中等教育）への貢献 (担当：教育企画部門)

我が国の新教育基本法に掲げる「公共の精神」「環境の保全」「伝統と文化の尊重」等の教育目標は、社会基盤整備や土木の仕事と共通する目標であり、土木学会として初等中等教育（一部高等教育を含む）分野との連携、支援を積極的に推進する。そのために会員や支部部門と連携した相談や専門家の紹介を円滑に行える体制の構築を目指す。また、会員や支部が行う活動において、初等中等教育関係者や関係機関との人的な交流、情報交換を進める機会を増加させる。さらに初等中等教育の各学科（社会科、総合的な学習、理科、算数など）に対応した土木を素材とした教育プログラムの開発、研究と教育現場での実践を推進する。

d 3-5) 工業系の高校、高等専門学校、大学等の教育への貢献 (担当：教育企画部門)

工業高校や高等専門学校、大学等で土木関連分野を専攻する学生に対し、社会で活躍する人材育成の観点から教育内容改善に貢献すると共に、将来の進路として魅力ある土木の仕事を紹介するために、学生を対象としたキャリアパスに関する情報発信や、公開講座、出前授業、現場見学会などを促進する。そのために、関係機関の教職員等との交流、情報交換を積極的に進める。

e) 国際貢献

基本目標	2010 目標
e 1) 国内外活動のシームレス化を進め、世界の社会基盤整備へ貢献	e 1-1) JSCE ネットワークの拡大（人脈づくり）と国際協働の推進
	e 1-2) 日本の土木技術の海外への情報発信と国際的活用
	e 1-3) 海外事情の国内への情報発信
	e 1-4) 技術者の国際流動化への支援

e 1) 国内外活動のシームレス化¹⁾を進め、世界の社会基盤整備へ貢献（担当：国際部門）

日本の土木技術がより広く利用され、日本の土木技術者が国際貢献に大きな役割を果たせるよう、学術活動や海外支援、企業活動を日本と海外の区別なく行える環境の整備を進める。

e 1-1) JSCE ネットワークの拡大（人脈づくり）と国際協働の推進（担当：国際部門）

会員と留学生など外国人技術者とのネットワークや、海外で活動する会員が現地の活動を通じて築いたネットワークを、海外分会の活動などを通じて有機的に結合・拡大する。さらに、日本の土木技術者が海外で活躍しやすい環境を醸成するため、海外の協定学協会との技術交流や、各国・地域の土木技術者との国際協働を ACECC²⁾等の場を活用して進める。

e 1-2) 日本の土木技術の海外への情報発信と国際的活用（担当：国際部門）

情報発信媒体を整備し、海外で必要とされる技術ニーズに対応した情報発信の拡充を行うとともに、建設産業の国際化を支援するため、日本の基準・指針類の英訳やその紹介、ニーズに合致した技術テーマに関する講演会等の現地開催などに産官学が一体となって取り組む。また、災害発生時には調査や復興支援に積極的に関わり、日本の土木技術のさらなる国際的活用を図る。

e 1-3) 海外事情の国内への情報発信（担当：国際部門）

日本の土木技術者の国内外活動におけるシームレス化を進めるとともに、海外での活動に興味を持つ土木技術者を育成するため、海外事情の入手ルートを整備・拡充し、海外プロジェクトでの活躍ぶりなどを、土木学会誌やセミナー・シンポジウムなどを通じて情報発信するとともに、海外事情に関する文献の紹介や、海外からの留学生との交流の場づくりを進める。

e 1-4) 技術者の国際流動化への支援（担当：技術推進機構）

技術者が各国の共通課題に広く取り組めるよう、ACECC の活動などを通じて、技術基準や技術者資格の共通化・共有化を支援する。

1) 国内外活動のシームレス化：建設分野における、公共調達、事業執行方法、技術基準など様々な仕組みをグローバルな視点で捉え、国内と海外のシステムギャップを小さくし、それぞれの場での経験・知識・人材をお互いに活かしやすくしようとするものである（土木学会「土木技術者がグローバル社会で活躍するために」2006）。

2) ACECC : The Asian Civil Engineering Coordinating Council

f) コミュニケーション機能

基本目標	2010 目標
f 1) 社会とのコミュニケーションを密にするためのインターフェース機能の強化	f 1-1) 土木に対する社会的認識・要望の分析とそれに対する情報発信体制の確立

f 1) 社会とのコミュニケーションを密にするためのインターフェース機能の強化（担当：コミュニケーション部門）

社会とのコミュニケーションを密にするためのインターフェース機能を強化して、タイムリーな情報発信体制を確立する。ホームページのコンテンツを充実するとともに、映像・印刷物などのそれぞれの特徴を最大限に活用して、社会が土木工学の役割を理解し評価できるような基礎的知識を提供する。

f 1-1) 土木に対する社会的認識・要望の分析とそれに対する情報発信体制の確立
（担当：コミュニケーション部門）

土木学会長ならびに土木学会の適切なスポークスマンによる報道機関懇談会の定例開催、若年層向け土木パンフレットの配布、土木学会ホームページの充実、土木学会誌の充実、土木の日・くらしと土木の週間を継続的に実施する。コンテンツの充実に際しては、市民が興味を持てる土木の技術、施設、人物等の紹介に努める。

3. 4 技術者資質と顧客満足度（CS）の向上

g) 技術者支援

基本目標	2010 目標
g 1) 技術者教育支援	g 1-1) 国際的に通用する教育支援 g 1-2) CPD プログラムの充実および登録システムの整備
g 2) 技術者を支援する制度の充実	g 2-1) 社会に貢献できる資格制度に向けた改善 g 2-2) 資格制度の改善を踏まえた技術者登録制度の充実

g 1) 技術者教育支援 (担当：技術推進機構)

国際的に通用する技術者の質の確保、向上に資するため、JABEE の技術者教育プログラム認定に関する活動を支援するとともに、高等教育機関卒業後、土木技術者が倫理観と専門的能力をもって社会に貢献していけるよう、専門分野の最新技術や周辺技術、社会的課題の解決方法等を修得し、土木技術者としての能力の維持・向上を図ることを目的とする継続教育を充実する。

g 1-1) 国際的に通用する教育支援 (担当：技術推進機構)

国際的に通用する技術者育成の観点から、高等教育のあり方を検討するとともに、国際的な相互認証の視点を踏まえた技術者教育プログラムの認定を通じて、土木工学分野における技術者教育の質の保証を支援する。

自ら思考し種々の技術・学問を統合化して問題解決にあたるエンジニアリング・デザイン (ED) 能力の重要性に鑑み、産官学連携の下に、高等教育機関における ED 教育の普及・促進を図る。

g 1-2) CPD プログラムの充実および登録システムの整備 (担当：技術推進機構)

受講環境に依存しない WEB テキストの作成や実務における技術者教育を通じて、土木技術者の能力向上に寄与できるプログラムの充実を図る。また、CPD 登録システムを改善し、利用率の向上を図る。

g 2) 技術者を支援する制度の充実 (担当：技術推進機構)

官民を問わず優れた人材の育成と活用を通じて良質な社会基盤整備をさらに確実に進めるため、国際的な相互認証やアジアを中心とした海外における活用も視野に入れ、社会に直接的に貢献できる資格制度を目指して改善を図るとともに、技術者資格制度と連携した技術者登録制度の改善、充実を図る。

g 2-1) 社会に貢献できる資格制度に向けた改善 (担当：技術推進機構)

社会的要請に応え、土木学会資格が土木界で広く活用されるため、審査に際して実務経験・能力の評価に一層の重点を置くなどの制度充実を図るとともに、CPD 制度と連動しつつ、土木界全般に公開する（特別上級技術者を除く）。また、将来の技術者育成のため、技術者として入門・養成段階にある学生や若年技術者の資格取得を拡大・促進する。

g 2-2) 資格制度の改善を踏まえた技術者登録制度の充実 (担当：技術推進機構)

技術者資格制度に基づく認定技術者の技術分野と能力に関するデータベースを構築するなど、登録技術者を活用できる制度への改善、充実を図る。

h) 情報取得機会の拡大

基本目標	2010 目標
h 1) 会員向けサービスの向上	h 1-1) 会員と学会および会員相互のインターフェース機能の強化
	h 1-2) 会員ニーズの的確な把握と反映体制の構築
	h 1-3) 適切な情報をタイムリーに発信する会員向けサイトの運営
	h 1-4) 新たなブランチ設置を含む細やかな支部活動の推進と支部委員会活動等支部活動との連携

h 1) 会員向けサービスの向上 (担当：コミュニケーション部門)

以下の4つの施策を通じ、会員満足度の向上を目指す。

h 1-1) 会員と学会および会員相互のインターフェース機能の強化 (担当：コミュニケーション部門)

ホームページ等を通じて会員と学会および会員相互の情報交換・共有のためのインターフェース機能を強化する。

h 1-2) 会員ニーズの的確な把握と反映体制の構築 (担当：コミュニケーション部門)

ホームページ等の会員サービス窓口を通じ、会員からのニーズを的確に把握し、反映できる体制を適宜改善し、構築していく。

h 1-3) 適切な情報をタイムリーに発信する会員向けサイトの運営 (担当：情報資料部門)

会員認証の仕組みを活用した「学会が発信する学术论文の会員向け公開サイト」の本運用を実施するとともに、掲載コンテンツのより一層の整備・拡充を図る。

h 1-4) 新たなブランチ¹⁾ 設置を含む細やかな支部活動の推進と支部委員会活動等支部活動との連携 (担当：会員支部部門)

各支部における新たなブランチの設置やスチューデントチャプターの設置を推進し、きめの細かい支部活動を目指す。また、例えば地域に関連する委員会活動は、その地域の支部が担当するなど支部活動の活性化を図る。

1) ブランチ：現在、関東支部に設置されており、新潟会、山梨会、群馬会、栃木会がある。

i) 学会運営の適正化・効率化

基本目標	2010 目標
i 1) 会員の増強	i 1-1) 資格制度、継続教育制度、委員会活動と連動した会員増強戦略の立案
	i 1-2) 会員データベース管理システムの充実とそれを用いた会員数の維持・増強システムの確立
i 2) 会員制度の見直し	i 2-1) 会員資格の効果的利用および会員区分・会員サービスの見直し
i 3) 効率的な学会運営	i 3-1) 学会運営の適正化
	i 3-2) 学会財政の健全化
	i 3-3) 学会活動をより活性化するための効果的・効率的・重点的な予算の投入
	i 3-4) 資産の有効活用
i 4) 説明の分かりやすさの向上	i 4-1) 財政状況の説明

i 1) 会員の増強 (担当：会員支部部門)

土木学会の活動を広く社会にアピールし、土木学会本部・支部・各部門が一体となった活動を通じて、会員数の減少傾向に歯止めをかけ、さらには会員数の増加を目指す。

i 1-1) 資格制度、継続教育制度、委員会活動と連動した会員増強戦略の立案 (担当：会員支部部門)

会員数の維持・増加は、学会の重要課題であり、すべての部門と連動した会員増強戦略が必要となる。特に、資格制度、継続教育制度、委員会活動、支部活動と連動した会員増強戦略を立案する。

i 1-2) 会員データベース管理システムの充実とそれを用いた会員数の維持・増強システムの確立 (担当：会員支部部門)

会員データを安全かつ確実に管理し、またより詳細な分析が行えるなど会員の継続、増強に繋がるようシステムを改良する。また、学会ホームページの会員専用ページを充実させ会員サービスの向上を図り、会員数の維持増強に資する。

i 2) 会員制度の見直し (担当：会員支部部門)

会員の立場に立った会員サービスを原点とし、会員制度・会員サービスの見直しを目指す。

i 2-1) 会員資格の効果的利用および会員区分・会員サービスの見直し (担当：会員支部部門)

会員のニーズを把握し、必要な部門と関係を密にし、会員サービスの向上に努める。さらに高齢者を対象としたシルバー会員（仮称）制度、学生会員から正会員へ移行しやすい制度を検討し導入を目指す。

i 3) 効率的な学会運営 (担当：財務経理部門)

学会財政の健全化を推進するとともに、PDCAに基づき学会活動活性化のための効果的・効率的・重点的な予算配分を目指す。また、同時に資産の効果的な運用により運用益の増収を図る。

i 3-1) 学会運営の適正化 (担当：総務部門)

スピード感ある学会運営を目指して適正な運営に努めるとともに、新法人への円滑な移行を図る。

i 3-2) 学会財政の健全化 (担当：財務経理部門)

各年度における会計については、各部門の協力を得て、適正執行に努め、財政3ヵ年計画に基づく計画の達成を図る。また、予算は単年度だけでなく中長期の収支予測も念頭におき編成することを定常化する。

i 3-3) 学会活動をより活性化するための効果的・効率的・重点的な予算の投入 (担当：財務経理部門)

PDCAに基づく予算の重点的投入を行うことを目指す。各部門の自己評価や実効性の検証を通して、戦略的に考慮すべき予算項目の選定を機関決定する。また新公益法人制度に基づく公益法人会計への移行を円滑に進める。

i 3-4) 資産の有効活用 (担当：財務経理部門)

中・短期の資産運用を効果的に行うことを目指す。このため、運用方針決定のしくみ等の検討を行い早期の実現を目指す。

i 4) 説明の分かりやすさの向上 (担当：財務経理部門)

会員および寄付等の出資者に対し、会費や寄付金をどのように使用したか、分かりやすく説明する。

i 4-1) 財政状況の説明 (担当：財務経理部門)

分かりやすい財政関係書類の作成に努め、会員および寄付等の出資者に対し、会費や寄付金をどのように使用したかを分かりやすく説明できるようにする。